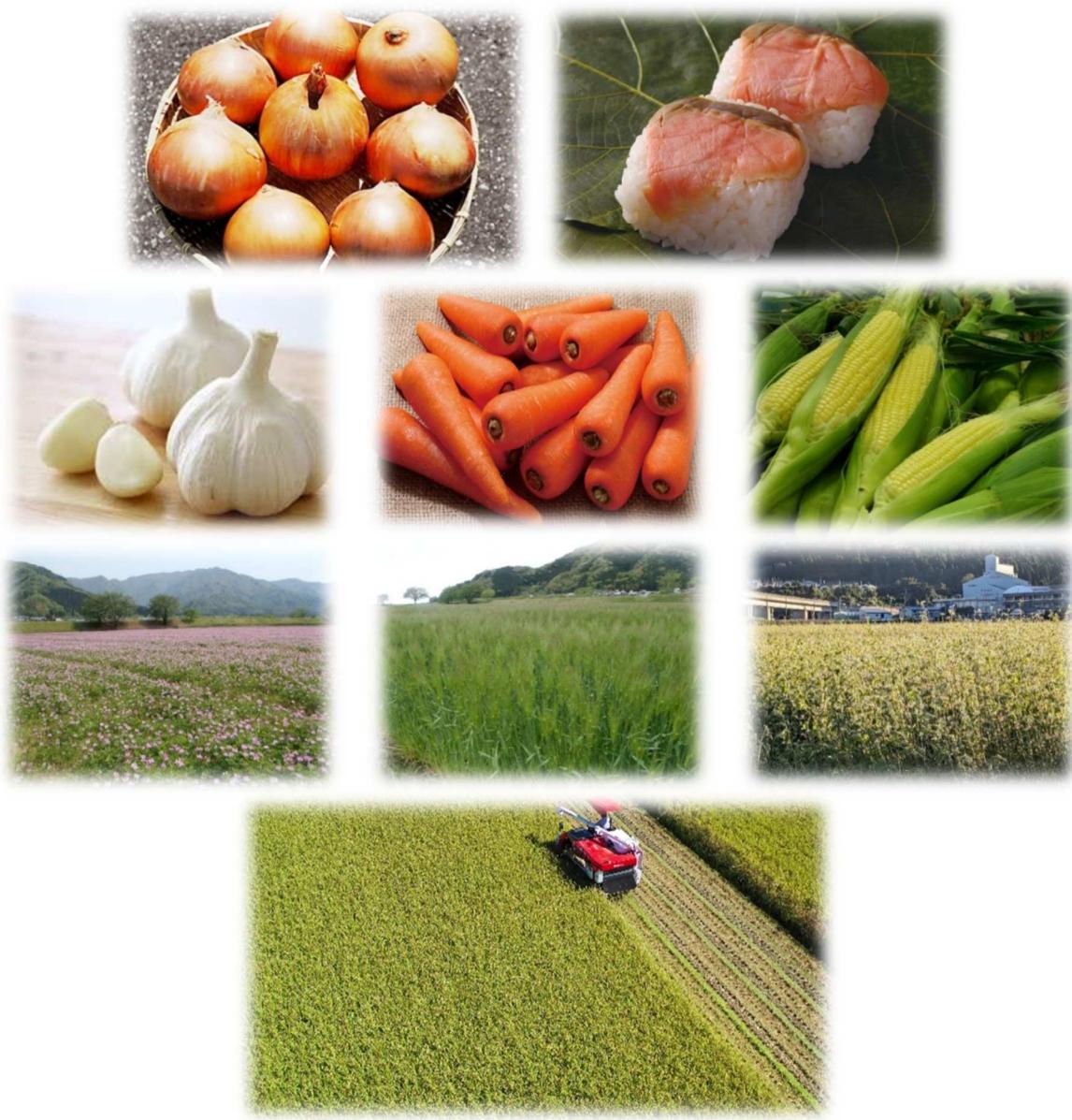


地域のみんなで取り組み、発展させよう魅力ある永平寺町の農業

第二次 永平寺町 農業基本計画



令和7年3月 策定
(計画期間 令和7(2025)年度～令和11(2029)年度)

目 次

第1章 計画策定の方針

1	これまでの成果	2
2	永平寺町の農業の現状と課題	3
2-1	永平寺町の農業を取り巻く環境	3
2-2	土地利用と自然特性	3
2-3	農業経営の特徴	3
2-4	農業者の状況	5
2-5	担い手の状況	6

第2章 第二次永平寺町農業基本計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	7
2	計画の実施期間	7

第3章 永平寺町の農業の目指す姿

1	基本理念及び計画体系図	8
---	-------------	---

第4章 永平寺町の農業施策の展開方針

1	農業の持続的な発展	
1	めざす方向性	9
2	具体的な戦略	9
1	特色ある地域の稼げる農業を推進	9
2	担い手の確保・育成	12
3	農業における新たな技術の活用	13
2	農村集落の活性化と継承	
1	めざす方向性	14
2	具体的な戦略	14
1	農村集落の連携・活性化	14
2	担い手や集落営農等の連携・活性化	15
3	鳥獣害対策の強化	15
3	食育・地産地消の推進	
1	めざす方向性	17
2	具体的な戦略	17
1	食育・地産地消の推進、食料自給率の向上	17
第5章	目標数値・進行管理	
1	目標数値一覧（再掲）	19
2	計画の進行管理	21

参考資料

○	永平寺町農業基本計画(H31～R5)の概要	22
○	永平寺町農業基本計画(H31～R5)期間の成果	23

第1章

計画策定の方針

1 これまでの成果

平成 31 年 3 月に策定した「永平寺町農業基本計画(以下、前計画)」では、2 つの基本理念に対し、食料・農業・農村の分野から、10 の戦略を立てて、永平寺町の農業振興に取り組んできた。

○基本理念

1. 農業の持続的な発展に貢献する「強い農業・儲ける農業」
2. 農業・農村の持つ多面的機能の維持・発展「豊かな暮らし・生きがいづくり」

○基本的戦略

食 料

1. 食育・地産地消の推進による食料自給率の向上
2. ブランド化の推進、販路拡大の強化

農 業

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 特色ある農業の活性化 | 4. 農業生産基盤の強化 |
| 2. 農業経営の安定化 | 5. 鳥獣害対策の強化 |
| 3. 担い手の確保・育成 | 6. 環境にやさしい農業 |

農 村

1. 自然と農業が調和した魅力ある農村づくり
2. 観光、教育、福祉等と連携し、多様な交流と情報交換を活発にするまちづくりの推進

○主な成果(抜粋)

米や園芸作物等の作付面積は、令和 5 年度までの 5 年間で、以下の成果を上げた。付加価値の高い特別栽培米や酒米の面積が増えた。一方、高収益作物である園芸作物は減少傾向であるが、スイートコーンの面積が拡大している。また、地域での座談会の開催回数については、コロナ禍で開催できなかった期間が生じたが、その後に徐々に増加傾向にある。

目標数値		単位	H30 (基準年)	R5(最終年)		達成率 (実績/目標)	R5 (目標)
			実績	実績	基準年との差		
特別栽培 米作付け 面積	れんげ米	ha	11.7	9.1	▲ 2.6	70.0%	13.0
	特別栽培米	ha	14.9	34.1	19.2	213.1%	16.0
農産物の 生産目標	タマネギ面積	ha	10.5	7.5	▲ 3.0	25.0%	30.0
	ニンジン面積	ha	0.6	0.4	▲ 0.2	13.3%	3.0
	ニンニク面積	ha	4.5	2.7	▲ 1.8	45.0%	6.0
	スイートコーン面積	ha	3.5	5.9	2.4	84.3%	7.0
酒米作付け面積		ha	8.1	57.7	49.6	288.5%	20.0
農用地利用集積率		%	57.1	62.5	5.4	78.1%	80.0
人・農地プランのための座談 会を開催した回数		回/年間	0	11	11	18.3%	60

2 永平寺町の農業の現状と課題

2-1 永平寺町の農業を取り巻く環境

永平寺町は福井平野の東端に位置し東西約15.5km、南北約10.5kmに広がる町である。南と西は県都福井市、北は坂井市、東は勝山市に接している。中央には県内最大の一級河川九頭竜川が流れ、地域の食文化や農産物を育んできた。主要な交通手段としては、東西に九頭竜川と並行する国道416号とえちぜん鉄道、南北に国道364号が走っている。西部には北陸自動車道が南北に走り、福井北JCTで中部縦貫自動車道と結節しており、物流の要衝として恵まれた環境である。また、福井大学医学部・付属病院、福井県立大学、専門学校など学術研究機関も立地しているほか、大本山永平寺や吉峰寺、松岡古墳群など優れた歴史文化資源が集積しているなど、地域資源に恵まれた町である。



2-2 土地利用と自然特性

永平寺町全体の総面積は9,443haで、森林が72%を占めている。田畠を合わせた耕地面積は987haで総面積の10.5%、その内水田面積は約926haで7割が中山間地域に属している。

年間を通して雨量が多く、夏季は高温多湿、冬季は降雪・積雪という日本海側特有の気候となっている。また、近年の異常気象によるゲリラ豪雨や台風被害、猛暑などが作物の生育に影響を与えている。

▼総面積と耕地面積（令和5年）

(単位: ha)

区分	総面積	耕地面積	耕地面積率	水田	水田比率	畠
永平寺町	9,443	987	10.5%	926	93.8%	61
福井県	419,051	39,600	9.5%	35,900	90.7%	3,660

(R5年作物統計調査)

2-3 農業経営の特徴

永平寺町の農業は、1経営体当たり1ha未満の小規模経営体を中心に稻作単一経営が大半を占めている。転作作物として小麦を中心に後作のそば・大豆や、水田園芸作物のタマネギ・ニンニク・スイートコーン・ニンジンを推奨しており、スイートコーンにおいては、近年若手農業者による作付け面積が増えてきている。しかし、主作物である米の価格低迷や、肥料

価格の高騰などが長期化しており、大半の農家は、農産物の生産や労働が収益に結びつかず、厳しい農業経営状態であり担い手や後継者不足の一因になっている。

『課題』 消費者ニーズに合った付加価値の高い米の作付けや、高収益作物である水田園芸作物の推奨、拡大など、水田の有効活用の促進を、農業者、JAや関係機関が連携を密にして取り組み、戦略的に付加価値を上げて農業所得の向上を目指すことで、農業経営の安定化と農業の維持・発展に繋げていくことが必要である。

▼水稻作付面積と 10a当たり収量

年次	永平寺町		福井県	
	作付面積(ha)	反収(kg)	作付面積(ha)	反収(kg)
令和元年度	687	500	25,100	520
令和2年度	686	501	25,100	518
令和3年度	687	494	24,500	515
令和4年度	646	496	23,500	515
令和5年度	630	475	23,300	500

(作物統計調査)

▼小麦作付面積と 10a当たり収量

年次	永平寺町		福井県	
	作付面積(ha)	反収(kg)	作付面積(ha)	反収(kg)
令和元年度	102	169	176	180
令和2年度	104	134	153	133
令和3年度	105	199	110	194
令和4年度	127	220	135	218
令和5年度	132	244	204	278

※福井県で麦類は六条大麦を多く作付している(R5で5,140ha)が、
当町では小麦を推奨している。

(作物統計調査)

▼作物作付面積

(単位: ha)

年次	タマネギ	ニンニク	スイートコーン	ニンジン	そば	大豆
令和元年度	11.5	3.6	3.7	0.3	66.8	1.3
令和2年度	9.3	3.1	4.0	0.5	59.3	2.4
令和3年度	7.5	3.0	4.4	0.6	64.5	1.0
令和4年度	6.9	3.1	5.3	0.6	67.7	1.7
令和5年度	7.4	2.6	5.9	0.4	72.5	1.9

(水稻生産実施計画書)

▼農業産出額

(単位：千万円)

年次	米	麦類	雑穀	豆類	いも類	野菜	合計
令和元年度	81	1	1	0	0	15	99
令和2年度	75	1	1	0	1	16	94
令和3年度	61	1	0	0	1	16	79
令和4年度	62	1	0	0	0	15	81

※端数切り捨てにより、項目の合計が一致していません

(農林水産省 市町別農業産出額(推計))

2-4 農業者の状況

永平寺町の農家数は、担い手への農地集積が進んだことにより減少した。個人農家においては高齢化によるリタイヤや後継者不足で減少傾向が続いている。そのため、今後は担い手等を強化し、農地中間管理事業の活用などにより担い手等への農地集積を加速化する必要がある。

また、農業に関心がない土地持ち非農家が増加することが見込まれる。

«課題💡» 集落内だけではなく近隣の集落と連携し、農業の将来の展望や後継者の確保を地域共通の課題として意識を高め、課題解決のため話し合う体制づくりをする必要がある。また、良好な農村を維持するためには、非農家も一緒に参加する地域の共同活動体制づくりを進めるなど、多様な取組みで集落機能の維持を図っていく必要がある。

▼総農家戸数、販売農家戸数等

(単位：戸)

	総農家	販売農家	自給的農家
平成17年	1,266	918	348
平成22年	917	613	304
平成27年	763	499	264
令和2年	492	253	239

※農家：経営耕地面積10a以上又は農産物販売金額15万円以上の世帯

(農林業センサス)

※販売農家：経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家

※自給的農家：経営耕地面積30a以下かつ農産物販売金額が50万円以下の農家

▼経営耕地面積規模別経営体数

(単位：経営体)

区分		経営体数	内訳						
			1.0ha未満	1.0ha～2.0ha	2.0ha～5.0ha	5.0ha～10.0ha	10.0ha～50.0ha	50.0ha～100.0ha	100ha以上
平成 22年	永平寺町	636	424	152	35	12	13	0	0
	福井県	20,086	10,932	6,153	2,124	399	448	22	8
令和 2年	永平寺町	269	149	73	25	11	10	1	0
	福井県	10,546	5,386	2,919	1,298	354	587	68	14

(農林業センサス)

▼経営主年齢階層別の経営体数

(単位：経営体)

区分		経営体数	内訳					
			40歳未満	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～69歳	70歳～79歳	80歳以上
平成 22年	永平寺町	613	11	42	122	195	170	73
	福井県	19,233	231	1,228	4,375	6,186	5,151	2,062
令和 2年	永平寺町	269	1	10	32	85	88	53
	福井県	10,546	117	413	1,353	3,684	3,514	1,465

(農林業センサス)

▼5年以内の後継者の確保状況別経営体数

(単位：経営体)

区分	5年内に農業を引き継ぐ後継者がいる		5年内に農業を引き継がない	確保していない	後継者のいる割合
	親族	親族以外			
永平寺町	76	12	7	174	35.3%
福井県	2,599	380	506	7,061	33.0%

※5年内に農業を引き継がない：農業経営を引き継いだ後であり5年内には農業を引き継がないことをいう

(2020 農林業センサス)

2-5 担い手の状況

認定農業者や農事組合法人は一定数で推移しているが、高齢化が進んでおり、後継者が確保されているものは少なく、役員の固定化による作業効率の悪化や、次世代への技術継承が進んでいかない状態が見られる。一方で、近年若手の農業者が出でてきている。

「課題」 次世代の農業者の育成や、現在の農業者の連携をはかり、農業経営の安定化を図る必要がある。また、地域やその農地を活かした農業経営が図られる環境を整えることや地域コミュニティ全体で、農業・農村の生活に将来への展望が描かれるような対策を講ずる必要がある。

▼認定農業者数

(単位：経営体)

区分	個人			法人(集落営農組織含)			計
	松岡	永平寺	上志比	松岡	永平寺	上志比	
令和元年度	12	8	4	5	8	7	44
令和2年度	12	7	3	5	8	8	43
令和3年度	12	6	3	5	7	8	41
令和4年度	10	6	3	4	7	8	37
令和5年度	11	5	3	4	7	8	38
平均年齢(歳)	70.3	61.8	71.5	—	—	—	—

※経営所得安定対策交付金の対象となる集落営農組織も含む

(永平寺町農林課資料)

第2章

第二次永平寺町農業基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

現在の永平寺町の農業は、中山間地域の特性を生かした水稻作中心の経営体が大半を占め、米の販売収入が主なものとなっている。しかし、日本国内においては人口減少や多種多様な食品の普及による米消費量の減少、米価の長期的な下落傾向、生産数量目標の廃止に伴う需要に応じた主体的な生産・販売が求められるなど、様々な要因によって、農業を取り巻く環境は厳しさを増している。

これからの永平寺町の農業は、地域の特性や地理的条件を活かした特色ある農業を行い、農業経営の安定化を図ることが重要となる。そのためには、稻作を中心とした経営体の育成を基本とし、需要に応じたブランド米や酒米の作付け拡大と品質向上を図りながら地域の気候・土性を考慮した小麦やそば、大豆、園芸作物栽培の導入による農業経営の複合化・多角化等を推進し、農業所得の向上を図る必要がある。さらに、水田圃場の整備、稻作技術の普及、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化や新たな技術の導入による省力化を推進するなど、総合的に生産コストの低減を図っていくことも必要となる。

他方で農業は、人々の生活と密接に結びついており、健康な暮らし、地域社会の形成や人々のつながり、祭事・文化の発展、やすらぎの景観など、とても多くの潜在的な価値を持っている。これら「農」が持つ潜在的な価値を住民全体が理解・評価し、「農」を取り入れた心豊かな生活の向上をすすめ、住民一人ひとりが幸せを実感できるまちづくりを実践していく。

上記を踏まえて、第二次永平寺町農業基本計画は、老若男女地域のみんなで取り組み、持続可能な農業、魅力ある農業を目指し、食料・農業・農村振興政策の総合的かつ計画的な推進を図る指針として策定する。

2 計画の実施期間

本計画の期間は、令和7(2025)年度から5年間とし、最終年度を令和11(2029)年度とする。

第3章

永平寺町の農業の目指す姿

1 基本理念及び計画体系図

永平寺町農業基本計画

永平寺町の農業が抱える課題について、国や県が示している農業の方向性や町の総合振興計画、その他の各種計画を踏まえつつ、地域の特性やメリットを考慮・検討して今後5年間において、持続可能な産業としての農業の発展と、農業・農村の持つ多面的機能を維持・発展、農業・農村の振興を果たすための施策とする。

【基本理念】第二次永平寺町農業基本計画

地域のみんなで取り組み、発展させよう魅力ある永平寺町の農業

農業は、私たちの生活に必要な食べ物を与えてくれるだけではなく、美しい自然環境の保全や、生き物の多様性を育む重要なものである。しかしながら農業者人口は減少しており、今後の営農の継続が危ぶまれる。

そのため認定農業者や新規就農者だけではなく、兼業農家や小規模農家、地域住民を巻き込んで、「地域のみんなで、魅力のある農業を築き、次世代へつないでいく」ことを基本理念とする。

施策の体系

基本理念を実現するために、「農村」「農業」「食料」の3つの視点から、具体的な施策を展開していく

施策の推進方法

基本理念を効果的に実施していくために、農業者をはじめ、農業団体や永平寺町などの関係者が連携・協力しながら、それぞれの役割を果たしていく

農村集落の活性化と継承(農村)

- ①農村集落同士の連携・活性化
- ②担い手や集落営農の連携・活性化
- ③鳥獣害対策の強化

農業の持続的な発展(農業)

- ①担い手の確保・育成
- ②農業における新たな技術の活用
- ③特色ある地域の稼げる農業を推進

- ①食育・地産地消の推進、
食料自給率の向上

食育・地産地消(食料)

1 農業の持続的な発展

1 めざす方向性

永平寺町の農業者は年々減少傾向となっている。原因としては、高齢化による離農や、米消費量の減少や米価の低迷による収益の減少等により、農業に従事したい後継者や若者が減っているためと思われる。このままでいると、新たな農業者が増えず労働力不足が発生し、様々な課題を抱え、大変厳しい状況になる。

地域計画策定のため、各集落での座談会を開催したが、ほとんどの集落において、現状維持の計画で進めるが、先のことはわからないとの回答だった。

農業者が意欲的に安定した農業経営を行っていくためには、現在の担い手農業者などが、農地の集積・集約化を進めて規模を拡大していく必要があるが、一方で省力化を図るために耕作に適さない農地（小さい農地や山際の農地等）が耕作放棄地になる可能性が出てくる。その問題を解決するためには、担い手農業者だけではなく、兼業農家や小規模農家など様々な農業者を取り込みながら、新たな農業者を発掘して営農を継続できる体制を整備する必要がある。

それら様々な農業者が営農を継続・発展していくために、農業所得の向上を図るための施策を展開していく、永平寺町の農業を魅力あるものにし、農業者が農業に従事することに誇りとやりがいを見出せるようにする必要がある。

2 具体的な戦略

1 特色ある地域の稼げる農業を推進

永平寺町の農業は稲作単一経営体が大半を占め、耕地面積の約66%を水稻栽培、転作作物として、小麦・そば・大豆などの土地利用型作物と、地域振興作物であるタマネギ・ニンニク・スイートコーン・ニンジンなどの水田園芸作物を栽培している。農地の7割は中山間地域に属しており、永平寺地区や上志比地区では高低差のある小区画農地が点在し、さらに農作物への鳥獣被害などで、収量や収益の確保に支障をきたしている。

永平寺町農産物のブランド化として、れんげ米やタマネギ・ニンニク・スイートコーン、ニンジンなどの栽培拡大に取り組んできたが、生産者の高齢化や労働力不足などで、今後の伸び悩みが懸念されている。

これからは、他産地との差別化を重視した、永平寺町ならではの特色ある農業を積極的に取り組むことが重要であり、そのためには、れんげ農法や特別栽培米等、いちはまれの栽培拡大の支援をすることで、他産地に影響されない高品質なブランド力を手に入

れる。また地元酒蔵と連携した実需に応じた酒米生産、タマネギ、ニンニク、スイートコーン、ニンジンなど地域ブランド作物の生産・販売の強化に取り組むと同時に、新たな特産農産物の開発に戦略的に取り組むと同時に、生産者とJA、県、町が連携して需要に応じた農産物の生産に取り組む。その他、耕作放棄地化が懸念される農地においても、景観形成植物の作付などの有効活用を検討し、地域住民全員が意欲的にやりがいを持って農業を行う環境を支援する。

(基本施策)

① 「永平寺町産いちほまれ」全国トップブランド化の支援

福井県のブランド米である「いちほまれ」について、永平寺町をいちほまれの里(産地)として品質向上、ブランド化を図る取組を実施し、特に望まれる産地を形成する。また、エコ栽培米から特別栽培米やれんげ米への移行を促し、生産拡大、高価格で取引できる全国トップブランド米としての販路拡大を支援する。



② 地元酒蔵との協力連携による酒米栽培の推進

地元酒蔵と連携し、高品質な酒造好適米の栽培拡大に取り組む。また、永平寺町の地域ブランド米として位置付けられるよう推進する。また、地元酒蔵と生産者、地域との連携組織である永平寺テロワールを支援する。

③ 地域振興作物の栽培拡大の支援

永平寺町ブランドの園芸作物として、タマネギ、ニンニク、スイートコーン、ニンジンなどの生産拡大に向けた取組みを支援し、企業や需要のある部門とのマッチングを図るなど、新たな販路拡大に向けた取り組みを支援する。

④ 新たな地域振興作物の検討

永平寺町の気候に適した新たな地域振興作物の検討を実施し、特色ある農産物の栽培支援に取り組む。

⑤ 小麦・大豆・そば・加工用米・輸出用米等土地利用型作物における転作の推奨

米の需給動向に対応した小麦・大豆・そば・加工用米・輸出用米等転作作物の生産拡大、収量増加等を支援する。



⑥ 環境にやさしい水田農業の推奨

有機農業、れんげ農法、特別栽培米などを推奨し、付加価値の高く、環境に負荷の少ない農業を推奨する。



れんげ草

目標数値：いちほまれ作付け面積

2024 年度 69.9 ha ⇒ 2029 年度 100.0ha

※農林課データ

目標数値：酒米作付け面積

2024 年度 69.7ha ⇒ 2029 年度 100.0ha

※農林課データ

目標数値：園芸作物の生産目標

品目	2024 年度 (現状年)	2029 年度 (目標年)
タマネギ	7.8ha	10.0ha
ニンジン	0.5ha	1.0ha
ニンニク	1.9ha	5.0ha
スイートコーン	7.1ha	10.0ha
新たな園芸作物	-	1.0ha

※農林課データ

目標数値：土地利用型作物の生産目標

品目	2024 年度 (現状年)	2029 年度 (目標年)
小麦	130.5ha	130.0ha
そば	68.2ha	100.0ha
大豆	1.9ha	30.0ha
水稻(加工用米等)	32.1ha	50.0ha

※農林課データ

目標数値：特別栽培米作付け面積

れんげ米 2024 年度 8.5ha ⇒ 2029 年度 10.0ha
特別栽培米 2024 年度 36.7ha ⇒ 2029 年度 40.0ha

※農林課データ

2 担い手の確保・育成

地域の担い手や集落営農組織への農地集積は全体の約半分に達しているが、今後、残りの農地においても高齢農業者のリタイヤなどに伴い、担い手等への集積を進めていく必要がある。

永平寺町の農業において、農業生産の相当部分を担う地域の担い手が効率的かつ安定的な農業経営を維持するためには、小規模農家や兼業農家、土地持ち非農家などが集落においてそれぞれの役割を分担する農業構造を構築することが理想である。そのためには、地域計画の目標地図にかかる集落での話し合いで、将来における農地の活用方法を検討し、計画に基づき地域を中心となる担い手をしっかりと確保・育成することが必要であるとともに、担い手以外の集落住民の役割も議論して、集落全体で地域や地域資源を守っていく意識を醸成することが重要となる。

また、人口減少の進行や農業者の高齢化で農業・農村の構造変化が著しく進んでいく中、従来の発想にとらわれず、創意工夫を發揮して自らの判断で消費者ニーズの変化等に対応する担い手や、農業の内外からやる気ある若者を呼び込むなど、多様な人材に対して働きかけを実施する。新規就農者においては、経営面における不安や新しい生活への不安の解消など総合的に支援する環境を整える必要がある。

(基本施策)

① 新規就農者獲得に向けた受け入れ態勢の整備

新規就農者を確保するためには、県や JA、農業委員会等と密接に連携しながら支援していく必要がある。また、新規就農者が生産技術等を取得する場となる法人や担い手等を確保するなど、受け入れ体制の整備を行う。

② 雇用就農ができる農業法人の育成

永平寺町産農産物のブランド確立と育成や、品質向上を支援していくことで、農業法人の所得向上を図り、新規就農者等が農業法人に勤めるための体制を整備する。

③ 多様な担い手がチャレンジし、営農継続できる体制を整備

世界情勢に応じて、現在の担い手の経営規模拡大や品質向上を支援する。また、現在の農地を維持するために、担い手だけではなく、兼業農家や小規模農家も支援し、その中から新たな担い手を発掘する。

その他、農業経営力向上に向けた研修会や、生産技術や営農に関する知識を深める研修会などの情報提供を行い、積極的な参加を促進し、農業における技術・知識を備えた経営感覚あふれる農業経営体の育成に努める。

④ 担い手同士が話し合い、連携できる体制を整備する

担い手同士の話し合いを活発化し、お互いに連携できる体制を整備する。

目標数値：小規模農家の支援件数

2024 年度 2 件/1 年 ⇒ 2029 年度 10 件/5 年

※農林課データ

目標数値：認定農業者数(新規就農者・集落営農組織含む)

2024 年度 38 名 ⇒ 2029 年度 40 名

※農林課データ

3 農業における新たな技術の活用

農作業は重労働との認識を払拭するため、ICT やセンシング技術、自動化技術等の先端技術や他産業で確立された技術を取り入れ、高品質化や省力化を進め、生産性の向上に努める。

また、新たな技術を活用することにより、農業への興味を持つ多様な人材を増やし、農業者の増加を促す。

(基本施策)

① 新たな技術の導入を支援

作物の高品質化や、生産工程の省力化を図るために、スマート農業機械等の新たな技術の導入を支援し、コスト縮減と農家所得の向上を図る。

目標数値：新たな技術の導入件数/5 年

2024 年度 5 件/年 ⇒ 2029 年度 30 件/5 年

※農林課データ

2 農村集落の活性化と継承

1 めざす方向性

農村集落の活動は、農産物の供給という役割のほかに、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承などの多面的な機能を備えている。しかし、農村部では、集落人口の減少や高齢化、若者の流出などがみられ、農業生産活動、地域資源の保全等の集落活動が弱体化し、農村コミュニティの維持が困難な状況となってきている。

こうした様々な変化に的確に対応して、持続可能な農村集落と農業の活性化を図るために、今いる農業者のみならず地域住民や農村以外の人々が幅広く参画・交流する環境づくりを進めていくことが重要となる。

また、農業・農村に対する理解と関心を深め、地域の中で多様な人材が楽しみながら農業生産活動を行い、新たな経済活動の創出や雇用、所得の向上に結びつける取組みも進める必要がある。

2 具体的な戦略

1 農村集落の連携・活性化

農業や農村には、水源の涵養や美しい景観の形成、生き物が暮らす環境の保全、文化的継承などの多面的な機能を備えている。しかし、生活の多様化や生活水準の向上、集落人口の減少や高齢化、土地持ち非農家世帯の増加などで、農地や水路、農道など地域資源の維持・継続が大きな課題となっている。そのため、集落内の連携や、近隣集落同士の連携の活性化を図り、地域資源を生かした集落ぐるみの活動を通して、農村集落の活性化を図る。

(基本施策)

① 農村集落の維持や活性化に向けた話し合いや、新たなチャレンジを支援

地域計画や多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度を活用した、集落の将来や農地利用の姿の明確化や集落活性化に向けた、集落や地域での話し合いを支援する。また、農村RMO^{*}の立上げ・運営等、農村集落の新しいチャレンジを支援する。

※農村RMO(農村型地域運営組織(Region Management Organization))

農業を核とした経済活動や農地保全活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取り組みを広域的な範囲で行う組織



地元天気図(農村 RMO 関係)

② 永平寺町を訪れた人をもてなす環境整備の支援

地域の話し合いから生まれたおもてなし活動、例えば永平寺町の農村ならではの景観形成や特産品を活用した新商品開発等を支援する。

目標数値：集落での座談会(話し合い)を開催した回数

2023 年度 11 件/1 年 ⇒ 2029 年度 100 件/5 年

※農林課データ

2 担い手や集落営農の連携・活性化

農村集落には、担い手農業者や集落営農組織、個人農業者など多様な農業者が存在し、その農業者により農業生産活動の維持が図られている。しかし今後は、高齢化による離農などで農業者が減少する可能性がある。

それらの多様な農業者が離農する前に連携できる体制を整備し、永平寺町の農業生産活動の維持・活性化を図るための対策を講じていくことで、中山間地での農業経営の継続を図る。

(基本施策)

① 担い手、集落営農、個人農業者の連携を図り、営農の発展・継続

地域計画による地域の話し合いで、担い手農業者や集落営農組織、個人農業者など地区内外の多様な農業者が連携できる体制の検討を支援することで、永平寺町の農業生産活動の活性化を図り、担い手への集積・集約化を促進させる。

② 農業生産基盤の強化

農産物の安定的な生産を支えるため、土地基盤整備やパイプライン化による農業用水の確保、農業用排水路や農道の整備など、農業生産基盤の強化を推進する。また、担い手等が効率的かつ安定的な農業経営を行い農作業条件の向上や経営の規模拡大のサポートに繋がるよう、必要に応じて適切に農業生産基盤の維持保全や更新整備を図る。

目標数値：農用地利用集積率

2023 年度 62.5% ⇒ 2029 年度 80%

※農林課データ

3 鳥獣害対策の強化

永平寺町における有害鳥獣対策として電気柵等を設置しているが、鳥獣に関する知識不足や集落間の連携が不十分なことなどから、山からの進入が防げていない。また、最近はイノシシ・鹿・サルなど様々な獣種にあった対策が必要となっている。これらの要因としては、中山間地域での農業生産活動の低下が一因となっており、被害が深刻化、広域化していくことで農業生産活動のさらなる低下が懸念される。

農作物の被害拡大を未然に防止し、地域住民の生活の安全を確保するために、集落ぐるみの活動体制を整備し、永平寺町鳥獣害対策協議会と行政が連携した適切な対策を講じていくことで、住民一人一人が鳥獣害対策の意識向上を図る。

(基本施策)

① 地域における鳥獣害対策の体制強化や支援

近年イノシシ・鹿・サルなど鳥獣被害が多種多様化している。また、獣と人との境界線も、人の住む領域に拡大している。そのため鳥獣被害は住民全体の問題として捉える必要があり、広報紙や研修会を通して、住民に広く鳥獣被害の現状や対策状況などに理解を促す啓発活動を進める。

また、鳥獣害対策を講ずる集落に対しては、個別に鳥獣の研修会や鳥獣防護柵の設置や点検等を実施し、集落ぐるみで実施する被害防止を図る体制づくりを支援する。



地域住民と連携したサル対策

② 個体数調整のための捕獲体制の強化

捕獲従事者への支援として、狩猟免許取得の支援や、猟友会活動への支援を実施する。また、一方で捕獲した個体を有効活用するためのジビ工の取組を支援する。

目標数値：有害鳥獣による農作物被害

2023 年度 0.58ha ⇒ 2029 年度 0.50ha

※福井県有害鳥獣による農作物被害状況報告データ

3 食育・地産地消の推進

1 めざす方向性

食は、私たちが生活する上での基本であり、身近でとれた新鮮で安心安全な食べ物を取り入れることが、健康でいきいきとした魅力ある生活につながる。

しかし、高度化された私たちの生活では、ライフスタイルの多様化が食習慣の乱れを誘発するなど、食に対する興味や知識が低下している。食が人の生命や生活を支えるものであるという認識が希薄になっており、まだ食べられる物を捨ててしまう食品ロスが増加している。

現在の日本では、人口減少や食生活の変化に伴い食料の消費量は縮小傾向にあるが、世界的には人口の増大や各国の経済成長に伴って食市場は拡大しており、健康志向の高まりから国内外において「和食」への関心も高まりつつある。

2 具体的な戦略

1 食育・地産地消の推進、食料自給率の向上

永平寺町には、良質な水で育まれる米や野菜などの農産物や、豊かな地域資源のもと生まれ受け継がれてきた食文化がある。住民が地域で採れる新鮮な農産物を取り入れやすい環境づくりをすすめ、住民の食卓と生産現場である農業・農村との距離を近くする取り組みを進めることで、食育の推進と、食の生産現場である農業・農村への理解を町内外に発信することで、様々な方が永平寺町産の農産物に触れる機会を拡大し、生産者と消費者の交流を増やし、食と農の意識醸成を高める。

(基本施策)

① 永平寺町産農産物を活用した新たな6次化商品の開発

永平寺町の豊かな自然や多くの文化歴史資源から生まれた「葉っぱ寿司」や報恩講料理など、永平寺町が誇る食文化・郷土料理について学ぶ機会を引き続き創出するとともに、新たな6次化商品の開発を支援することで、食への関心と正しい食育の推進が図られる活動を推進する。



葉っぱ寿司

② 永平寺町産農産物のPR

米や地域振興作物をはじめとした様々な魅力ある永平寺町産農産物を、生産者と農業、行政が連携してPRする場を設けることで、生産者の意識向上を図ると同時に、消費者に対しても、顔の見える販売を実施していく。

③ 地域でとれた農産物の地域内での消費拡大を支援

地場産農産物の直売所である「れんげの里」や「道の駅禅の里」の活用・充実の促進を支援する。また、生産者と消費者である住民が交流する機会を創出し、生産者は品質や栽培技術の向上に努め、環境に優しい安全・安心な農産物を消費者に届けるという意識を持ち、消費者も正しい知識で農産物を購入するという意識の向上を図る。



直売所

④ 学校給食での地場産野菜の利用を拡大

学校給食への地場産農産物の積極的な活用や、農作物を栽培管理する農業体験等を通して、次代を担う子どもたちが永平寺町を取り巻く自然環境や食及び農業・農村への理解・関心を深め、永平寺町の魅力を認識するための活動を推進する。

目標数値：学校給食での地場産農産物の使用率

2023 年度 36.8% ⇒ 2029 年度 60%

※学校給食食材产地別使用量調査結果（6月・11月調査の平均）

第5章

目標数値・進行管理

目標数値一覧（再掲）

1 農業の持続的な発展

1 特色ある地域の稼げる農業を推進

目標数値：いちほまれ作付け面積

2024 年度 69.9ha ⇒ 2029 年度 100.0ha

※農林課データ

目標数値：酒米作付け面積

2024 年度 69.7ha ⇒ 2029 年度 100.0ha

※農林課データ

目標数値：園芸作物の生産目標

品目	2024 年度 (現状年)	2029 年度 (目標年)
タマネギ	7.8ha	10.0ha
ニンジン	0.5ha	1.0ha
ニンニク	1.9ha	5.0ha
スイートコーン	7.1ha	10.0ha
新たな園芸作物	-	1.0ha

※農林課データ

目標数値：土地利用型作物の生産目標

品目	2024 年度 (現状年)	2029 年度 (目標年)
小麦	130.5ha	130.0ha
そば	68.2ha	100.0ha
大豆	1.9ha	30.0ha
水稻(加工用米等)	32.1ha	50.0ha

※農林課データ

目標数値：特別栽培米作付け面積

れんげ米 2024 年度 8.5ha ⇒ 2029 年度 10.0ha

特別栽培米 2024 年度 36.7ha ⇒ 2029 年度 40.0ha

※農林課データ

2 担い手の確保・育成

目標数値：小規模農家の支援件数

2024 年度 2 件/1 年 ⇒ 2029 年度 10 件/5 年

※農林課データ

目標数値：認定農業者数(新規就農者・集落営農組織含む)

2024 年度 38 名 ⇒ 2029 年度 40 名

※農林課データ

3 農業における新たな技術の活用

目標数値：新たな技術の導入件数/5 年

2024 年度 5 件/年 ⇒ 2029 年度 30 件/5 年

※農林課データ

2 農業集落の活性化と継承

1 農村集落の連携・活性化

目標数値：集落での座談会(話し合い)を開催した回数

2023 年度 11 件/1 年 ⇒ 2029 年度 100 件/5 年

※農林課データ

2 担い手や集落営農の連携・活性化

目標数値：農用地利用集積率

2023 年度 62.5% ⇒ 2029 年度 80%

※農林課データ

3 鳥獣害対策の強化

目標数値：有害鳥獣による農作物被害

2023 年度 0.58ha ⇒ 2029 年度 0.50ha

※福井県有害鳥獣による農作物被害状況報告データ

3 食育・地産地消の推進

1 食育・地産地消の推進、食料自給率の向上

目標数値：学校給食での地場産農産物の使用率

2023 年度 36.8% ⇒ 2029 年度 60%

※学校給食食材产地別使用量調査結果（6月・11月調査の平均）

2 計画の進行管理

国の農業政策や農業情勢など、農業・農村を取り巻く環境は目まぐるしく変化していきます。また、本町の農業情勢においても様々な要因から変化していくことが考えられる。

本町の農業と集落の発展を図っていくためには、本計画の整合性を検証しながら、各施策の点検や分析・評価などを行い、改善の方向性を検討する必要がある。

このため、本計画の検討を行った関係機関・関係団体等と、各施策の実施状況や達成状況などの点検評価を毎年実施し、計画の進行管理と本町の農業政策の着実な推進に努めていく。

中間検証年 令和 9 (2027) 年度

最終検証年 令和 11 (2029) 年度

<参考資料>

○永平寺町農業基本計画(H31～R5)の概要

永平寺町農業基本計画 概要

平成31年3月策定

永平寺町

農業基本計画の位置付け

国の「食料・農業・農村基本計画」及び福井県の「ふくいの農業基本計画」を踏まえて、町が抱えている農業の課題をみつめ地域の特性を活かした安定した農業を実現させるため、本町の「総合振興計画」や「永平寺町農業ビジョン」など各種計画における農業施策をより具体化するものとして策定します。計画期間において本町が取り組む農業施策の基本的な理念や各種事業の方向性を示すために策定します。

計画策定の趣旨

計画策定の背景

(社会的要因)

- 米消費量、米価の長期的な下落傾向
- TPPやFTA協定による米輸入量の増加
- 生産数量目安の廃止による米価格の変動

(農業の現状)

- 農業従事者の高齢化、後継者不足
- 稲作中心の経営による販売収入の低迷
- 町の振興作物の作付が拡大していない

施策の方向性

◆経営力の強化を図り、地域の特性を活かした生産性のある農業で経営の安定化を図る

⇒これまでの稲作を中心とした経営体の育成を基本として、
・地域の風土を考慮した園芸導入による、農業経営の複合化・多角化の推進
・米の需要を捉えたれんげ米、酒米、業務用米などの作付けによる農業所得の確保
・水田圃場の基盤整備
・新しい稲作技術の普及
・農地中間管理事業を活用した集積・集約化による生産コストの低減
などを、戦略的に進めていく

◆農業・農村の多面的な機能の維持・発揮

⇒地域住民が生活する上で必要な農業・農村が持つ多面的な機能を認識し、活力ある快適で住みやすい農村づくりを進めるために、
・中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の着実な推進
・農村地域のにぎわい創出
・農地の多面的な機能の理解の促進
・農村地域の維持・活性化を図るために体制整備
などを、戦略的に進めていく

国 食料・農業・農村基本計画 H27策定

(基本施策)

- 農業の成長産業化を促進するための産業政策と、農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮の促進
- 若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出

県 ふくいの農業基本計画 H30策定

(基本理念)

- 大規模な農業法人や専業農家から小規模農家まで、すべての農家が活躍できるふくいの農業を推進
- 米どころ福井のブランドとスマート農業で所得を増大、など、10のプロジェクトを立ち上げ目標数値に定めた実施計画

基本理念1

農業の持続的な発展に貢献する
「強い農業・もうける農業」

基本理念2

農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮
「豊かな暮らし・生きがいづくり」

具体的な施策

食料

○食育地産地消の推進、食料自給率の向上

消費者各層の多様なニーズや特性を踏まえ、望ましい食生活の実現、地場産農産物の消費拡大、ごはん中心の多様な副食等を組み合わせた食生活の推進 れんげの里や道の駅など直売所の活用、学校給食による郷土食、食育の推進

○ブランド化の推進、販路拡大

消費者ニーズに対応して、地域資源を活用した高付加価値化の創出、農業者と多様な事業との戦略的パートナーの模索、マーケットインの発想

永平寺町産ブランド米の確立支援、6次化の創出(SHOJINブランド)、介護部門など需要の高い部門とのマッチング農産

農業

○特色ある農業の活性化

地域の風土にあった地域の特性を活かした特色ある農業の実現 れんげ米(いちはまれ)・地域振興作物、酒米、黒穀栽培(耕作条件の悪い土地の活用)

○農業経営の安定化

農地の集積・集約化の推進、水田フル活用ビジョンによる収益性の高い農地の活用、地域担い手の育成強化と組織の合理化、組織の拡大や再編の検討、A.I.Y.O.T技術の導入による省力化の促進

○担い手の確保・育成

担い手の技術や知識の向上、新規就農者の獲得に向けた環境整備の支援、女性農業者の発展支援人、農地プランによる集落での話し合い、若者の新規就農支援、人材育成

○生産・販売指導の強化

良質な農産物を生産するための技術の向上支援、県や県立大学、JAなどの関係機関による支援体制の強化、意欲ある農業者の技術の習得

○栽培の農産物の栽培・販売

○農業生産基盤の強化

生産所得の向上に向けた農地の基盤整備、汎用化、農業水利施設の長寿命化、災害被害防止対策

○鳥獣害対策の強化

地域での獣害柵の管理体制の強化や捕獲柵等の有効利用、集落における意識向上を図り、有害鳥獣の捕獲体制強化の推進に努める。

○環境にやさしい農業

化学肥料、化学合成農薬の使用料の低減や堆肥等の施用による土づくりの推進、農作物の安全性・安心性を高めることで消費者への信頼確保と販売競争力の強化を図る エコ農業の推進、GAP講習会

○永平寺町農業基本計画(H31～R5)期間の成果

永平寺町農業基本計画（計画期間2019年度～2023年度）

目標数値	単位	2018年(H30) 基準年		2021年(R3) 中間年		達成率 (実績/目標)	2023年(R5) 最終年		達成率 (実績/目標)	目標 2023年 (R5)
		実績		実績	基準年との差		実績	基準年との差		
学校給食での地場産農産物の使用率	%	47.6	42.7	▲ 4.8	71.2%		36.8	▲ 10.8	61.3%	60.0
特別栽培米作付け面積	れんげ米	ha	11.7	9.2	▲ 2.5	70.8%	9.1	▲ 2.6	70.0%	13.0
	特別栽培米	ha	14.9	37.7	22.8	235.6%	34.1	19.2	213.1%	16.0
農産物の生産目標	タマネギ面積	ha	10.5	7.6	▲ 2.9	25.3%	7.5	▲ 3.0	25.0%	30.0
	タマネギ出荷量	kg	153,522	179,362	25,840	19.9%	300,386	146,864	33.4%	900,000
	ニンジン面積	ha	0.6	0.8	0.2	26.7%	0.4	▲ 0.2	13.3%	3.0
	ニンジン出荷量	kg	7,146	9,093	1,947	21.7%	3,500	▲ 3,646	8.3%	42,000
	ニンニク面積	ha	4.5	3.0	▲ 1.5	50.0%	2.7	▲ 1.8	45.0%	6.0
	ニンニク出荷量	kg	11,379	7,856	▲ 3,523	39.3%	3,790	▲ 7,589	19.0%	20,000
	スイートコーン面積	ha	3.5	4.5	1.0	64.3%	5.9	2.4	84.3%	7.0
	スイートコーン出荷量	本	41,953	47,097	5,144	33.6%	44,968	3,015	32.1%	140,000
酒米作付け面積	ha	8.1	11.7	3.6	58.5%		57.7	49.6	288.5%	20.0
農用地利用集積率	%	57.1	61.0	3.9	76.3%		62.5	5.4	78.1%	80.0
農地中間管理機構への集積率	%	19.0	22.0	3.0	44.0%		25.7	6.7	51.4%	50.0
人・農地プランのための座談会を開催した回数	回	0	20	20	33.3%		11	11	18.3%	60
認定農業者数	件	38	32	▲ 6	74.4%		31	▲ 7	72.1%	43
多面的機能支払交付金活動組織の広域化	組織	1	1	0	16.7%		1	0	16.7%	6
有害鳥獣による農作物被害	ha	1.04	0.00	▲ 1.04	0.0%		0.58	▲ 0.5	116.0%	0.50
環境保全型農業に取組む農家数	件	23	19	▲ 4	63.3%		16	▲ 7	53.3%	30
人・農地プランにもとづく座談会における女性の参画数	人/年間	0	20	20	66.7%		11	11	36.7%	30
農業体験ツアー コンテンツ数	件/年間	5	2	▲ 3	20.0%		2	▲ 3	20.0%	10
ほどほど移住・定住者数	件(累計)	0	2	2	66.7%		4	4	133.3%	3

第二次永平寺町農業基本計画 (令和 7 年度～11 年度)

策定 平成 31 年 3 月

更新 令和 7 年 3 月

編集 永平寺町役場 農林課

〒 910-1192 福井県吉田郡永平寺町松岡春日 1 丁目 4 番地

電話 0776-61-3947

FAX 0776-61-2474

Mail norin@town.eiheiji.fukui.jp